

岩手県麻しん（成人麻しんを含む）全数把握事業実施要領

1 背景

麻しんは一般に小児に多い非常に感染力の強い急性感染症で、一部は髄膜脳炎あるいは肺炎、場合によっては死亡など重篤な経過をたどる例もある。

一方、麻しんはワクチン接種により予防が可能な疾病であり、わが国でも、予防接種法に基づく小児へのワクチン接種等により確実に患者数が減少しているものの、未だに欧米諸国に比べて多数の患者がみられ、より一層積極的な対策が求められている。

2 目的

県内の全医療機関を対象として麻しん（成人麻しん）の患者把握をすることにより定点医療機関のない市町村の流行の状態も含め、各地域における流行の状態を正確に把握することにより

- ① 市町村における流行状況に応じた予防接種の勧奨の実施に活用する。
- ② 広く県民に情報提供する。
- ③ 迅速に情報提供することで、流行地域におけるワクチンや検査試薬の確保等の適切な供給を推進する。
- ④ 医療機関等に迅速かつ正確な情報を提供する。
- ⑤ 麻しんは患者 1000 人に 1 人の割合で脳炎が発症することもあり、その社会的な影響を最小限度にすることで、麻しん（成人麻しん）の発生予防及びまん延を防止すること等を目的とする。

3 実施主体

岩手県（以下、「県」という。）

4 実施方法

- (1) 報告をお願いする医療機関
岩手県内の全医療機関

- (2) 患者発生の報告

ア 麻しん*患者を診断した医療機関は、本人又はその保護者の了解**を得て、別紙様式「麻しん・成人麻しん全数把握調査報告書」により速やかにその所在地を管轄する保健所にファックシミリ等で報告する。

* 麻しん

感染症法第 14 条第 2 項の規定に基づく「麻しん（15 歳未満）及び「成人麻しん（15 歳以上）」をいう。

** 了解の内容

- ・麻しんに罹患したことを保健所に報告すること。
- ・保健所からワクチン未接種者への接種勧奨を行う等感染拡大防止のために、必要に応じて学校、幼稚園・保育所等に連絡することがあること。
- ・個人名は報告しないこと。

イ 報告を受けた保健所は、岩手県感染症情報センター（以下、「県感染症センター」という。）に速やかに報告する。

- (3) 報告内容の還元、情報の公表等

県感染症センターは、同センターのホームページに麻しん患者の発生状況等を随時、掲載し、広く公表する。

なお、この事業により得られた情報は、必要に応じて、県保健衛生課がマスメディアへの情報提供を行うなどして、広く県民に提供する。（感染症法第 16 条）

- (4) 疫学調査

報告を受けた保健所は、感染拡大を防止するため、必要に応じて、発生状況等の調査を報告医療機関及び各郡市医師会等の協力を得て行う。（感染症法第 15 条）

(5) 評価等

事業実施結果等については、県感染症発生動向調査委員会において定期的に解析及び評価を行い、県感染症センターのホームページ等で公表する。

5 その他

(1) この事業の庶務は、県保健衛生課において処理する。

(2) この要領に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、県感染症発生動向調査委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。

様式

平成 年 月 日

保健所 行き

医療機関名

[電話

]

麻しん 全数把握調査報告書
成人麻しん

患者住所（市町村名）	市 町 村
性 別	男 ・ 女
診断年月日	平成 年 月 日
診断時の月年齢	歳 か月（または生年月日 年 月 日）

《※可能な限り、次の事項についてもご記入願います》

考えられる感染経路	同居者	同じ園・学校・職場	その他	不明	
予防接種	第1期	有（ 年 月 日 麻しん・MR）	無	不明	
	第2期	有（ 年 月 日 麻しん・MR）	無	不明	
患者の通園・通学・通勤先での患者発生状況	患者発生の有無	有	無	不明	
	施設種類	幼稚園・保育所 小学校 中学校 高校 大学 その他（ ）			
	所在地等	市町村名（ ） 施設名（ ）			
その他（参考事項）					

◎お願い：麻しん（15歳未満）又は成人麻しん（15歳以上）の患者を診断されたときは、その都度、その所在地を管轄する保健所に報告をお願いします。

報告内容が岩手県及び関係自治体等に情報提供されることについて、患者又はその保護者に説明し、了解を得た上で報告をお願いします。